

II 東郷町土質等規制条例・東郷町土質等規制条例施行規則・申請書等様式

東郷町土質等規制条例	東郷町土質等規制条例施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について、町、事業主等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物を除く。）をいう。</p> <p>(2) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為をいう。</p> <p>(3) 事業区域 土地の埋立て等を行う区域をいう。</p> <p>(4) 事業主 土地の埋立て等の請負契約の発注者又は請負契約によらないで自ら土地の埋立て等を行う者をいう。</p> <p>(5) 土地所有者 事業区域の土地の所有者をいう。</p> <p>(6) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者及び当該土地に関して用益権を有する者をいう。</p> <p>(7) 隣接地権者等 事業区域の土地に隣接する土地の所有者及び当該土地に関して用益権を有する者をいう。</p> <p>(適用事業)</p> <p>第3条 この条例は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上である土地の埋立て等（1,000平方メートルに満たない事業であっても、その区域に隣接又は近接する土地において、同一の事業主が当該事業を施工しようとする事業区域の面積又は施工する日前3年以内に事業が施工され、若しくは施工中の事業の事業区域の面積を合算して1,000平方メートル以上になるものを含む。）について適用する。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東郷町土質等規制条例（平成17年東郷町条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第3条第1号で定める者)</p> <p>第2条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 日本下水道事業団</p> <p>(2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合</p> <p>(3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合</p>

<p>(2) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等</p>	<p>(4) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社</p> <p>(5) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社</p> <p>(6) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(7) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人</p> <p>(8) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人</p> <p>(9) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し必要な措置を講ずることができる者として町長が認める者</p> <p>2 前項第11号の規定による町長の認定を受けようとする者は、認定申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定款又は寄附行為</p> <p>(2) 法人登記事項証明書</p> <p>(3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表</p> <p>(条例第3条第2号で定める土地の埋立て等)</p> <p>第3条 条例第3条第2号の規則で定める土地の埋立て等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等とする。</p> <p>(条例第3条第3号の規則で定める土地の埋立て等)</p> <p>第4条 条例第3条第3号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。</p> <p>(1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる次に定める範囲の農地改良に伴い行う土地の埋立て等</p> <p>ア 盛土した部分の高さの最大値が1メートル以内</p> <p>イ 切り下げた部分の深さの最大値が60センチメートル以内</p> <p>ウ 掘削した部分の深さの最大値が60センチメートル以内</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等</p> <p>(3) 土地所有者又は当該土地と借地契約を結んでいる者が、住宅建設(建売住宅を含む。)、運動場、駐車場、資材置場その他の施設を設置するための土地の埋立て等</p> <p>(4) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令等に基づく許可、認可等(許可、</p>
--	--

<p>(町の責務)</p> <p>第4条 町長は、町内における土地の埋立て等の状況を把握し、不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう監視に努めるものとする。</p> <p>(事業主の責務)</p> <p>第5条 事業主は、土地の埋立て等を行うときは、当該事業区域周辺の住民の理解を得るよう努めるとともに、土壌汚染及び災害を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業主は、当該土地の埋立て等に係る苦情を受けたとき、又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p> <p>3 事業主は、当該土地の埋立て等の実施に際し、通行の支障又は近隣の土地利用に支障がないよう配慮しなければならない。</p> <p>(土地所有者の責務)</p> <p>第6条 土地所有者は、事業主に土地を提供しようとするときは、当該土地の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれがないことを確認しなければならない。</p> <p>2 前項の確認において、土壌の汚染のおそれがあると認めるときは、当該事業主に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。</p> <p>3 土地所有者は、事業主が前条第1項に規定する措置を講じないときは、当該事業主に代わりその措置を講じなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、土地所有者について準用する。</p> <p>(土地の埋立て等の許可等)</p> <p>第7条 事業主は、土地の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 事業主は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p>	<p>認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業</p> <p>(5) 製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の原材料となる土砂等のたい積</p> <p>(6) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域外へ持ち出すことなく当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第5条 条例第7条第2項に規定する申請書は、土地の埋立て等許可申請書(様式第2)とする。</p> <p>2 条例第3条第1項に規定する合算して1,000平方メートル以上の事業を申請するときは、条例第7条第2項第2号の事業計画に、既に完了した事業又は既に着手している事業について併せて記載するものとする。</p>
--	--

<p>(1) 事業主の氏名又は名称及び住所若しくは主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 事業主は、前項の申請をしようとするときは、次の図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 土地所有者等の土地の埋立て等についての同意書</p> <p>(2) 第11条第1項に規定する説明会の結果報告書</p> <p>(3) その他規則で定める図書</p>	<p>3 条例第7条第2項第3号の規則で定める事項は、土地の埋立て等の施工を管理する者(以下「施工管理者」という。)の住所、氏名及び電話番号とする。</p> <p>(添付図書)</p> <p>第6条 条例第7条第3項第1号の同意書は、土地所有者等の同意書(様式第3)とする。</p> <p>2 条例第7条第3項第2号の結果報告書は、説明会結果報告書(様式第4)とする。</p> <p>3 条例第7条第3項第3号の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図</p> <p>(2) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書)及び印鑑登録証明書</p> <p>(3) 事業区域の土地及び事業区域の土地に隣接した土地の登記事項証明書並びに公図の写し</p> <p>(4) 隣接地権者等の承諾書(様式第5)</p> <p>(5) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し</p> <p>(6) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第6)</p> <p>(7) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第7)</p> <p>(8) 土砂等の発生から処分までの経過を示した図(様式第8)</p> <p>(9) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び測量図</p> <p>(10) 事業区域の計画平面図、計画断面図、雨水排水計画図及び流量計算書</p> <p>(11) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所の位置図、現況平面図及び面積計算書</p> <p>(12) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書</p> <p>(13) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第9)及び地質分析結果証明書(様式第10。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)</p> <p>(14) よう壁を設置する場合にあっては、当該よう壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(15) 法令等に基づく許可、認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が当該法令等に基づく許可、認可等を受けたことを証する書類又は許可、認可等の見込みのあることを示す書類</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの</p> <p>4 前項第13号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1) 土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。</p>
---	---

<p>(許可の基準等)</p> <p>第8条 町長は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質（土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。）による汚染の状態が、規則で定める基準に適合していること。</p> <p>(2) 当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が特定されていること。</p> <p>(3) 当該土地の埋立て等の施工に関する計画が、規則で定める技術上の基準に適合していること。</p> <p>(4) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が、当該地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合していること。</p> <p>2 町長は、前条第1項の許可を受けようとする者が、別にこの条</p>	<p>(2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。</p> <p>(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、町長が承認した場合にあつては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。</p> <p>(4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により行うこと。</p> <p>5 第3項第13号に規定する土壌調査試料採取報告書及び地質分析証明書は、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が、採石法第33条又は砂利採取法第16条の認可を受けた採取場である場合は、土壌調査試料採取報告書及び地質分析証明書を土砂等売渡・譲渡証明書(様式第11)により代えることができる。</p> <p>6 第3項第13号に規定する土壌調査試料採取報告書及び地質分析証明書は、土地の埋立て等に用いる土砂等が、国又は地方公共団体が行う公共事業から発生する土砂等である場合は、省略することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第7条 条例第8条第1項第1号の規則で定める有害物質は、別表第1の左欄に掲げる物質とする。</p> <p>2 条例第8条第1項第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当することとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 条例第8条第1項第1号の規則で定める基準のうち、有害物質の汚染状態は、別表第1の左欄に掲げる物質の項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる環境上の条件に適合することとする。</p> <p>4 条例第8条第1項第3号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>5 条例第8条第1項第4号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。</p> <p>(許可等の通知)</p> <p>第8条 町長は、条例第7条第2項に規定する申請書が提出されたときは、内容等を審査し、許可の基準に適合していると認めるときは、土地の埋立て等許可書(様式12)により申請者に通知するものとする。</p>
--	---

<p>例に規定する許可を受けている場合で、当該許可に係る土地の埋立等について、第24条の規定に基づく勧告又は第25条の規定に基づく命令を受けているとき、若しくは必要な措置を完了していないときは、当該許可をしてはならない。</p> <p>3 町長は、前条第1項の許可に、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付けることができる。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第9条 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項各号に規定する事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>3 第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、変更をした日から14日以内に、町長に届け出なければならない。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第10条 町長は、事業主が、偽りその他不正な手段により第7条第1項又は前条第1項の規定による許可を受けたと認めるときは、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第11条 事業主は、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ隣接地権者等及び当該事業区域の</p>	<p>2 町長は、前項の提出された申請書を審査し、許可の基準に適合していないと認めるときは、土地の埋立等不許可通知書(様式第13)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(変更の許可の申請等)</p> <p>第9条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土地の埋立等変更許可申請書(様式第14)に条例第7条第3項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>(1) 申請者の住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称、法人にあつてはその代表者の変更</p> <p>(2) 土地の埋立等用いる土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)</p> <p>(3) 土地の埋立等を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)</p> <p>(4) 土地の埋立等等の施行に関する事業計画の変更(前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。)</p> <p>(5) 施工管理者の変更又はその者の氏名若しくは住所の変更</p> <p>(変更の許可等の通知)</p> <p>第10条 町長は、条例第9条第1項に規定する申請書が提出されたときは、内容等を審査し、許可の基準に適合していると認めるときは、土地の埋立等変更許可書(様式第15)により申請者に通知するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の提出された申請書を審査し、許可の基準に適合していないと認めるときは、土地の埋立等変更不許可通知書(様式第16)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(軽微な変更の届出)</p> <p>第11条 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立等軽微な変更の届出書(様式第17)によるものとする。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第12条 条例第10条の規定による土地の埋立等々の許可の取消しは、土地の埋立等許可取消書(様式第18)によるものとする。</p>
---	---

端から300メートル以内の土地に現に居住する住民（次項において「周辺住民」という。）に対し、当該土地の埋立て等の計画について説明会を開催しなければならない。

2 事業主は、前項の規定にかかわらず、3分の2以上の隣接地権者等又は3分の2以上の周辺住民の世帯主から当該土地の埋立て等に係る説明会の開催の申出があったときは、これに応じなければならない。

3 事業主は、前2項に規定する説明会において取得した個人情報については、東郷町個人情報保護条例（平成16年東郷町条例第40号）の町の実施機関の例により、取得、保有、管理等するものとし、この条例の施行の限度において利用することができる。

（書類の閲覧）

第12条 町長は、第7条第2項に定める申請書の写しその他規則で定める書類について、閲覧の請求があったときは、これを閲覧させることができる。

（着手の届出）

第13条 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、事業に着手する日の7日前までに町長に届け出なければならない。

（標識の設置）

第14条 第7条第1項の許可を受けた者は、土地の埋立て等の施工期間中、事業区域内の見やすい場所に規則で定める標識を設置

（書類の閲覧）

第13条 条例第12条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第7条第2項の規定による土地の埋立て等許可申請書及び同条第3項による添付図書（土地所有者等の同意書、隣接地権者等の承諾書及び説明会結果報告書に添付された議事録のうち個人情報に関する事項を除く。）
- (2) 条例第9条第1項の規定による変更許可申請書の写し及び添付図書（土地所有者等の同意書、隣接地権者等の承諾書及び説明会結果報告書に添付された議事録のうち個人情報に関する事項を除く。）
- (3) 条例第9条第3項の規定による軽微な変更の届出書の写し及び添付図書
- (4) 条例第13条の規定による土地の埋立て等着手届出書の写し及び添付図書
- (5) 条例第15条第1項の規定による土地の埋立て等完了届出書の写し及び添付図書
- (6) 条例第16条第1項の規定による土地の埋立て等廃止・休止届出書の写し及び添付図書
- (7) 条例第17条の規定による土地の埋立て等再開届出書の写し及び添付図書
- (8) 条例第18条第2項の規定による土地の埋立て等地位承継届出書の写し及び添付図書
- (9) 条例第21条の規定による報告書の写し及び添付図書
- (10) 条例第22条の規定による報告書の写し及び添付図書

（着手の届出）

第14条 条例第13条の規定による届出は、土地の埋立て等着手届出書（様式第19）によるものとする。

（標識の掲示等）

第15条 条例第14条第1項の規定による標識は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（様式第20）とする。

<p>しなければならない。</p> <p>2 第9条第1項の変更の許可を受けた者は、前項に規定する標識の内容に変更が生じたときは、速やかに標識を変更しなくてはならない。</p> <p>(完了の届出)</p> <p>第15条 第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から14日以内に町長に届け出なければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該土地の埋立て等が完了したことを遅滞なく確認しなければならない。</p> <p>(廃止又は休止の届出)</p> <p>第16条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から14日以内に町長に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。</p> <p>(再開の届出)</p> <p>第17条 許可を受けた者は、前条第1項の休止の届出をした土地の埋立て等を再開するときは、再開する日の7日前までに町長に届け出なければならない。</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第18条 許可を受けた者について、相続、合併又は分割(当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から14日以内に町長に届け出なければならない。</p> <p>(施工管理者の設置等)</p> <p>第19条 許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(次項において「施工管理者」という。)を置かななければならない。</p> <p>2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。</p>	<p>(完了の届出)</p> <p>第16条 条例第15条第1項の規定による届出は、土地の埋立て等完了届出書(様式第21)によるものとする。</p> <p>(廃止又は休止の届出)</p> <p>第17条 条例第16条第1項の規定による届出は、土地の埋立て等廃止・休止届出書(様式第22)によるものとする。</p> <p>(再開の届出)</p> <p>第18条 条例第17条の規定による届出は、土地の埋立て等再開届出書(様式第23)によるものとする。</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第19条 条例第18条第2項の規定による届出は、土地の埋立て等地位承継届出書(様式第24)によるものとする。</p>
--	--

<p>(帳簿への記載)</p> <p>第20条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。</p> <p>(土壌の調査等)</p> <p>第21条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間（当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間）ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該各期間の経過後1月以内に、その結果を町長に報告しなければならない。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主に対し、土地の埋立て等の進行状況その他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第23条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業区域又は事業主の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(改善勧告)</p>	<p>(帳簿への記載)</p> <p>第20条 条例第20条の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳(様式第25)により、施工期間中毎日行わなければならない。</p> <p>2 条例第20条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称</p> <p>(2) 事業区域の位置及び面積</p> <p>(3) 記録者氏名</p> <p>(4) 搬入時刻</p> <p>(5) 搬入車両登録番号</p> <p>(6) 搬入業者の名称</p> <p>(7) 運転者氏名</p> <p>(8) 数量</p> <p>(9) 土砂等の積込み場所</p> <p>(10) 施工作業の内容</p> <p>(11) その他土地の埋立て等の施工に必要な事項</p> <p>(土壌の調査等)</p> <p>第21条 第6条第4項の規定は、条例第21条に規定する土壌の調査について準用する。</p> <p>2 前項の調査は、条例第21条の各期間経過後速やかに町長の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。</p> <p>3 条例第21条の規定による報告は、土壌の調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真</p> <p>(2) 前項の規定により採取した試料ごとの地質分析結果証明書</p> <p>(身分証明書の様式)</p> <p>第22条 条例第23条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第26)によるものとする。</p> <p>(改善の勧告)</p>
--	--

第24条 町長は、許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善すべきことを勧告することができる。

- (1) 第8条第1項に規定する許可の基準又は同条第3項に規定する許可の条件に違反して土地の埋立て等を行っているとき。
- (2) 第9条第3項の規定による届出をしないとき。
- (3) 第11条第2項の規定による説明会を開催しないとき。
- (4) 第13条の規定による届出をしないとき。
- (5) 第14条の規定による標識を設置し、又は変更しないとき。
- (6) 第15条第1項の規定による届出をしないとき。
- (7) 第16条第1項の規定による届出をしないとき。
- (8) 第17条の規定による届出をしないとき。
- (9) 第18条第2項の規定による届出をしないとき。
- (10) 第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (11) 第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (12) 第23条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(措置命令等)

第25条 町長は、前条第1号の勧告に従わない者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命じ、当該土地の埋立て等の中止を命じ、土砂等の除去を行うべきことを命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土質の保全若しくは土砂等の崩壊等による災害防止のため必要な措置をとるべきことを命じることができる。

2 町長は、第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けずにこの条例に規定する許可が必要な土地の埋立て等を施工している事業主又は第10条の規定により許可を取り消した者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の中止を命じ、土砂等の除去を行うべきことを命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土質の保全若しくは土砂等の崩壊等による災害防止のため必要な措置をとるべきことを命じることができる。

3 町長は、土砂等の崩壊等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、当該土地の埋立て等の停止を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害を防止するために必要な措置をとるべきことを命じることができる。

(土地所有者への勧告)

第26条 町長は、事業主が、前条第1項又は第2項の規定による命令に従わないときは、土地所有者に対し、土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第23条 条例第24条に規定する勧告は、改善勧告書（様式第27）によるものとする。

(措置命令)

第24条 条例第25条に規定する措置命令は、措置命令書（様式第28）によるものとする。

(土地所有者への改善の勧告)

第25条 条例第26条に規定する勧告は、土地所有者への改善勧告書（様式第29）によるものとする。

<p>(土地所有者への命令)</p> <p>第27条 町長は、土地所有者が、前条の規定による勧告に従わないときは、土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとるべきことを命じることができる。</p> <p>(代執行)</p> <p>第28条 町長は、第25条第1項若しくは第2項又は前条の規定に基づく命令を履行しない者がある場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定に基づき、代執行をすることができる。</p> <p>(公表)</p> <p>第29条 町長は、事業主が、第25条第1項又は第2項の規定による命令に違反したときは、その氏名又は名称及び住所若しくは主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその事実を公表することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第31条 第25条の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第24条第10号の規定に基づく勧告に従わない者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第24条第3号、第11号又は第12号の規定に基づく勧告に従わない者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。</p> <p>第33条 第24条第2号又は第4号から第9号までのいずれかの規定に基づく勧告に従わない者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>3 この条例の施行の際、土を採取する事業(この項において「土採取事業」という。)を現に着手している場合において、当該土採取事業の施工に伴い行われる土地の埋立て等については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>4 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等の事業主は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算し</p>	<p>(土地所有者への措置命令)</p> <p>第26条 条例第27条に規定する措置命令は、土地所有者への措置命令書(様式第30)によるものとする。</p> <p>(公表)</p> <p>第27条 条例第29条の規定による公表は、東郷町役場前掲示場への掲示及び町広報紙への掲載により行うものとする。</p> <p>(経過規定による届出書)</p> <p>第28条 条例附則第4項の届出書は、施工事業届出書(様式第3</p>
--	--

<p>て30日以内に当該土地の埋立て等の事業区域ごとに、規則で定める届出書を町長に届け出なければならない。</p> <p>5 前項に規定する届出書に変更があるときは、変更をした日から14日以内に、規則で定める届出書を町長に届け出なければならない。</p> <p>6 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等について、当該土地の埋立て等の区域が第4項の届出の内容と比較して1,000平方メートル以上拡大されたときは、施行日以後に拡大された事業区域については、第2項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。</p>	<p>1) とする。</p> <p>2 条例附則第5項の届出書は、施工事業変更届出書(様式第32)とする。</p> <p>(書類の提出部数)</p> <p>第29条 条例及びこの規則により町長に提出する書類の提出部数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による土地の埋立て等許可申請書及び添付図書については、正本1部、副本11部</p> <p>(2) 第9条第1項の規定による土地の埋立て等変更許可申請書及び添付図書については、正本1部、副本11部</p> <p>(3) その他の報告書及び届出書については、1部</p> <p>(委任)</p> <p>第30条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成19年9月27日規則第39号抄)</p> <p>1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。(後略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、現に着手している土地の埋立て等については、なお従前の例による。ただし、条例第9条の規定による変更の許可を受けようとするときは、改正後の東郷町土質等規制条例施行規則を適用する。</p>
---	--

別表第1 (第7条関係)

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液10につき0.01mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機りん	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液10につき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液10につき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
ひ素	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液10につき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液10につき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液10につき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液10につき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液10につき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液10につき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液10につき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液10につき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液10につき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液10につき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液10につき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液10につき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液10につき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液10につき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液10につき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液10につき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液10につき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液10につき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

- 1 測定に当たっては、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)によること。
- 2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表第2（第7条関係）

技術上の基準

- 1 事業区域には、次に掲げる区分に応じた保安距離を確保すること。
 - (1) 隣接地に国道、県道及び町道等がある場合は、その境界から5メートル以上
 - (2) 隣接地に普通河川がある場合は、その境界から5メートル以上
 - (3) 事業区域の周辺に家屋等の建物がある場合は、当該建物の軒下から10メートル以上
 - (4) 隣接地に宅地がある場合は、その境界から5メートル以上
 - (5) その他の場合は、隣接地の境界から2メートル以上
- 2 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 3 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合にあっては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 4 土地の埋立て等の高さ（土地の埋立て等により生じたのり面の最下部（よう壁を設置する場合にあっては、当該よう壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（よう壁を設置する場合にあっては、当該よう壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表のとおりとする。

土砂等の区分	埋立て等の高さ	のり面のこう配
粒度分布の良い砂、れき及び細粒分混じりれき	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
	5メートルを超え15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
粒度分布の悪い砂	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
砂質土、硬い粘質土、硬い粘土	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
	5メートルを超え10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
柔らかい粘性土	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
その他	15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上のこう配

- 5 よう壁を設置する場合の当該よう壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 6 土地の埋立て等の高さが5メートルを超える場合にあっては、土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の小段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 7 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準によりえん堤を設置する場合は、この限りでない。
- 8 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 9 事業区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植栽その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第7条関係）

生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準

<p>土地の埋立て等の 施工管理体制</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。 2 事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。その高さは、150センチメートル以上とし、事業区域内を容易に目視できる構造とすること。 3 事業区域内に立ち入らない旨の看板を設置すること。 4 事業区域への出入口は、原則として1か所とし、作業終了後は施錠すること。 5 土砂等の搬入及び作業は、原則として日曜日、祝日及び年末年始は行わないこと。 6 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。
<p>粉じんの飛散及び 雨水等の流出の防 止対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の埋立て等に伴い、粉じんが発生する場合については、散水、防じん剤散布等発生を抑制するための措置を講じること。 2 事業区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。 3 事業区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備が設けられていること。また、事業区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。
<p>騒音及び振動の防 止対策</p>	<p>騒音及び振動に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）に規定する特定建設作業に準じること。</p>
<p>交通安全対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。 2 搬入経路が通学路に当たるときは、東郷町教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講じること。 3 土砂等の搬出入に伴う事業区域からの土砂等による汚損等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講じること。
<p>その他生活環境の 保全及び災害の防 止対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 着手の日から2年以内に完了する事業計画となっていること。ただし、土砂等の入替えを常とする一時的なたい積を行う場合は、この限りではない。 2 事業区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講じること。 3 事業区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。 4 事業区域の周辺の地域で地下水を利用している場合は、施工前及び施工後に調査等を行い、影響がある場合は、必要な措置を講じること。